

⚠️ 申し込みがまだの人は**早めの申請**をお願いします

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

町独自の飲食店・宿泊業支援金

申請期限は
7/31(金)
消印有効

外出自粛要請などで、
経営に甚大な影響を受けている飲食店・宿泊業を営む人へ、
一律10万円の支援金を給付します。
申請期限は、7月31日(金)です。
詳しい申請方法などの内容は町ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら



■対象者

3カ月以上町内で事業を継続している飲食店、宿泊業を営む人

■申し込み方法

町ホームページに掲載している申請書を記入し、添付書類*を同封のうえ、商工振興課へ郵送してください。

*営業許可証の写し/法人登記簿または、確定申告書の写し/免許証などの写し(個人事業主の場合のみ)/振込先の通帳の写し/店舗の外観、店内の写真

■申し込み・問い合わせ

〒869-1192 (住所不要)
菊陽町役場 商工振興課
☎(232) 2165

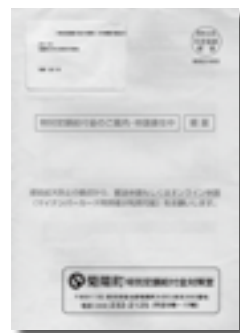
期限を過ぎると受給できなくなります 1人に付き**10万円**の特別定額給付金

申請期限は
8/19(水)
消印有効

特別定額給付金の申請書の提出はお済みですか？
特別定額給付金は申請期間を過ぎてしまうと、受給できませんので、
早めの申請をお願いします。



詳しくはこちら
(町ホームページ)



この封筒がお手元に届いていない場合はご連絡ください

■申請方法

町の特別定額給付金対策室から送付した申請書に、記入例に沿って必要事項を記入し同封の返信用封筒に入れて郵送してください。
電子証明付きのマイナンバーカードをお持ちの人はオンラインでの申請も可能です。詳しくは町ホームページの「特別定額給付金について」の記事をご覧ください。

■申し込み・問い合わせ

申請については
菊陽町役場 特別定額給付金対策室 ☎(232) 2125
制度などについては
総務省 特別定額給付金 コールセンター ☎0120(260)020

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人へ

税金・料金の猶予や減免を受けられる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の休・廃止や、失業などの理由で国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの納付が困難な人は一定の要件に該当すれば、申請により支払いの猶予や減免ができる場合があります。詳しくは各問い合わせ先にご相談ください。

税金

納税の「特例制度」で徴収の猶予を受けることができます

申請することで、町税の各納期限から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

■対象

次の①②の両方を満たす人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)、給与や売上などが前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ②納期限までに納付・納入することが困難なこと

■対象となる町税

令和3年1月30日までに納期限が到来する全ての町税

■猶予期間

納期限の翌日から1年間

■申請期限

それぞれの納期限

■申し込み・問い合わせ

税務課 徴収係
☎(232) 4911



詳しくはこちらから
(町ホームページ)

税金

国民健康保険税を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯→全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯→一部減額
- (1)事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該収入などの3割以上
(2)前年の所得の合計額が1千万円以下であること
(3)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

税務課 住民税係
☎(232) 4911



詳しくはこちらから
(町ホームページ)

保険料

後期高齢者医療保険料を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者→全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯に属する被保険者→一部減額

- (1)事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該収入などの3割以上
(2)前年の所得の合計額が1千万円以下であること
(3)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係
☎(232) 4912



詳しくはこちらから
(町ホームページ)

保険料

介護保険料を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯→全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者→全額または一部減額
- (1)事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該収入などの3割以上
(2)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 介護保険係
☎(232) 2508



詳しくはこちらから
(町ホームページ)